

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	宜野湾市 外部委員等の法定調書等作成に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宜野湾市は、外部委員等の法定調書等作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

沖縄県宜野湾市長

## 公表日

令和2年6月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	外部委員等の法定調書等作成に関する事務
②事務の概要	法定調書等作成のため、個人番号を取得する。 法定調書等に個人番号を記載し、税務署や市区町村へ提出する。 法定調書等とは以下の帳票である。  ①給与所得の源泉徴収票 ②報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 ③不動産の使用料等の支払調書 ④不動産等の譲受けの対価の支払調書 ⑤非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書 ⑥非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書 ⑦非居住者等に支払われる不動産の譲受けの対価の支払調書 ⑧給与支払報告書
③システムの名称	財務会計システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人番号情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 総務課、企画部 企画政策課、市民経済部 市民生活課、福祉推進部 福祉総務課、健康推進部 介護長寿課、建設部 都市計画課、建設部 用地課、消防本部 総務課
②所属長の役職名	総務部総務課長、企画部企画政策課長、市民経済部市民生活課長、福祉推進部福祉総務課長、健康推進部介護長寿課長、建設部都市計画課長、建設部用地課長、消防本部総務課長
6. 他の評価実施機関	
宜野湾市教育委員会、宜野湾市議会事務局、宜野湾市選挙管理委員会、宜野湾市監査委員事務局	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市役所 総務部 総務課 総務係 情報公開担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市役所 総務部 総務課 事業管理係

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年12月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年12月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連事業 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	総務課長 川上 一徳、企画政策課長 国吉孝博、市民生活課長 東川上 芳光、福祉総務課長 比嘉 透、介護長寿課長 崎間 賢、都市計画課長 伊波 興博、用地課長 古波蔵 晃、消防本部 総務課長 米須 清昌	総務課長 川上 一徳、企画政策課長 松本勝利、市民生活課長 東川上 芳光、福祉総務課長 真喜志 若子、介護長寿課長 崎間 賢、都市計画課長 伊波 興博、用地課長 古波蔵 晃、消防本部 総務課長 米須 清昌	事後	
平成28年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年11月30日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年11月30日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	I 関連事業 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	総務課長 川上 一徳、企画政策課長 松本勝利、市民生活課長 東川上 芳光、福祉総務課長 真喜志 若子、介護長寿課長 崎間 賢、都市計画課長 伊波 興博、用地課長 古波蔵 晃、消防本部 総務課長 米須 清昌	総務課長 泉川 幹夫、企画政策課長 松本勝利、市民生活課長 崎間 賢、福祉総務課長 真喜志 若子、介護長寿課長 川上 一徳、都市計画課長 古波蔵 晃、用地課長 與那嶺 諭、消防本部 総務課長 伊佐 隆之	事後	
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	総務課長 泉川 幹夫、企画政策課長 松本勝利、市民生活課長 崎間 賢、福祉総務課長 真喜志 若子、介護長寿課長 川上 一徳、都市計画課長 古波蔵 晃、用地課長 與那嶺 諭、消防本部 総務課長 伊佐 隆之	総務部総務課長 企画部企画政策課長 市民経済部市民生活課長、福祉推進部福祉総務課長、健康推進部介護長寿課長、建設部都市計画課長、建設部用地課長、消防本部総務課長	事後	
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
	IVリスク対策	なし	新規追加(新様式への変更による記載事項の追加)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和1年12月31日 時点	事後	
令和2年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和1年12月31日 時点	事後	
令和2年6月30日	I 関連情報 6. 他の評価実施機関	宜野湾市教育委員会、宜野湾市議会事務局、 宜野湾市選挙管理委員会	宜野湾市教育委員会、宜野湾市議会事務局、 宜野湾市選挙管理委員会、宜野湾市監査委員 事務局	事後	